

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市医療的ケア児等の短期入所受入支援事業補助金交付要綱（令和４年鹿屋市告示第222号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項を次のように改める。

補助金の額は、8,900円に補助対象件数を乗じて得た額とする。

第４条第２項を削り、同条の次に次の１条を加える。

（補助対象件数）

第４条の２ 補助対象件数は、１日当たりの利用者人数に対し、医療的ケアを行う看護職員の人数が同数又は上回った日数の年間件数とし、120件を上限とする。

別記第４号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

月別利用者数一覧表

【 月分】

日	曜日	短期入所 利用人数	利用者氏名	医療的ケア を行った 看護職員数	補助対象 件 数
合計					

※看護職員が複数人で対応した日については、対応した記録などの確認できる資料を添付すること。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。